

# 未熟児養育医療の申請をされる 保護者の皆さんへ



## 1 未熟児養育医療とは

身体の発育が未熟なまま生まれた、入院が必要な新生児の医療費を公費負担し、健やかな成長を支援する制度です。

申請が承認されると「養育医療券」をお送りしますので、お子さんが入院されている病院へ提出してください。

なお、受給中に住所や健康保険の種類を変更されたときは、久御山町国保健康課までお知らせください。

## 2 申請時に必要なもの

- ①養育医療給付申請書
- ②養育医療意見書
- ③世帯調書
- ④健康保険証
- ⑤課税状況証明書（証明書上で扶養されていることが確認できる方及び18歳未満の方で不就労者は証明書は不要）
  - ※例：源泉徴収票、確定申告書の写し等
  - ※生活保護受給中の方は、生活保護証明書
- ⑥子育て支援医療に係る委任状

## 3 自己負担金について

未熟児養育医療では、世帯の所得に応じ自己負担金を支払っていただくことになっています。自己負担金の納入通知は、病院から久御山町へ請求があってから送付しますので、入院月から2～5か月程度遅れます。

納入通知書が自宅へ郵送されましたら、最寄の金融機関でお支払いをお願いします。

病院の窓口では、医療費と入院食事代のお支払いはありませんが、おむつ代など保険適用外のお支払いは必要となります。

なお、自己負担金は入院日数によって日割り計算されます。

## 4 他の公費負担制度(子育て支援医療、ひとり親家庭医療等)との関係

「自己負担金」の一部は「子育て支援医療等（ひとり親家庭医療など）」から補填されますので、実際に支払う額は次のとおりとなります。

（裏面へつづく）

(1) 自己負担金が高額療養の限度額までの場合

実際に支払う額（月額（診療月））・・・ 200 円

子育て支援医療負担額（月額（診療月））

・・・自己負担金－200 円（町負担）

\*ひとり親家庭医療など負担金のない制度では、200 円の負担も免除されます。（町負担）

例）

自己負担金が 34,800 円と決定され、子育て支援医療と併用した場合

（本来本人が負担する額が、医療費 60,000 円、入院食事代 23,400 円の場合）

本人負担額 200 円

☐

枠が本来本人が負担する額

|     |      |          |             |      |
|-----|------|----------|-------------|------|
| 医療費 | 医療保険 | 25,200円  | 34,600円     | 200円 |
|     | 負担分  | (養育医療負担) | (子育て支援医療負担) | (本人) |

|       |      |                    |  |  |
|-------|------|--------------------|--|--|
| 入院食事代 | 医療保険 | 23,400円 (260円×90回) |  |  |
|       | 負担分  | (養育医療負担)           |  |  |

(2) 自己負担金が高額療養の限度額を超える場合

実際に支払う額（月額（診療月））

・・・200 円+(自己負担金-高額療養の限度額)

子育て支援医療負担額（月額（診療月））

・・・高額療養の限度額－200 円（町負担）

\*ひとり親家庭医療など負担金のない制度では、200 円の負担は免除されます。（町負担）

例）

自己負担金が 102,000 円と決定され、子育て支援医療と併用した場合

（総医療費が 600,000 円で、

本来本人が負担する額が、医療費 83,430 円（この場合での高額療養の限度額）、

入院食事代 23,400 円の場合）

本人負担額 18,770 円

☐

枠が本来本人が負担する額

|     |      |             |      |
|-----|------|-------------|------|
| 医療費 | 医療保険 | 83,230円     | 200円 |
|     | 負担分  | (子育て支援医療負担) | (本人) |

|       |      |          |         |
|-------|------|----------|---------|
| 入院食事代 | 医療保険 | 4,830円   | 18,570円 |
|       | 負担分  | (養育医療負担) | (本人)    |

## 5 その他

お子さんの育児に関し、心配なことや相談したいことがありましたら、お気軽に久御山町国保健康課（電話：075-631-9913・0774-45-3906）までご連絡ください。